

# 学校法人に対する寄附金に係る所得税の税額控除制度について

## 1 寄附金控除について

本法人に対し個人の方がご寄附いただいた場合には、確定申告を行うことにより、所得税の還付を受けることができます。この度、本法人は、これまでの「特定公益増進法人」への寄附に対する「所得控除」制度と並行し、平成25年4月25日より、新たに「税額控除」制度の適用法人となりました。そのため、平成25年4月25日以降のご寄附につきましては、確定申告を行う際に「所得控除」又は「税額控除」どちらか有利な制度（より多くの所得税の還付を受けることができる）により所得税の還付を受けることができます。

## 2 寄附金控除制度

本法人に対する個人からのご寄附については、上記のとおり「所得控除」又は「税額控除」のどちらか有利な制度の適用により、所得税の還付を受けることができます。2つの制度の違いを図示すると次のとおりとなります。

### 所得控除の場合

$$\boxed{\text{総所得}} - \boxed{\text{所得控除額}} \times \boxed{\text{所得税率}} = \boxed{\text{所得税額}}$$

(寄附金額に基づく控除額を含む。)

寄附金額に基づく控除額は、**寄附金額（総所得額の40%まで） - 2,000円**

### 税額控除の場合

$$\boxed{\text{総所得}} - \boxed{\text{所得控除額}} \times \boxed{\text{所得税率}} - \boxed{\text{寄附金額に基づく控除額}} = \boxed{\text{所得税額}}$$

寄附金に基づく控除額は、**（寄附金額（総所得額の40%まで） - 2,000円） × 40%**

(ただし、控除額は所得税額の25%まで)

仮に、課税所得額500万円（所得税率が20%）の方が10万円ご寄附した場合には、還付金の目安は次のとおりです。

所得控除の場合の還付金の目安

$$(100,000 - 2,000) \times 20\% = 19,600$$

税額控除の場合の還付金の目安

$$(100,000 - 2,000) \times 40\% = 39,200$$

税額控除のほうが、約2万円多く還付される。

※ 課税所得金額とは、給与所得金額（給与収入金額 - 給与所得控除額）から基礎控除、社会保険料控除等の各種控除の合計額を控除した後の金額です。

※ 所得税の税率は、平成28年4月1日現在の法令によります。

このように、一般には「所得控除」より「税額控除」制度の適用を受けた場合のほうがより多くの還付を受けることができますが、ご寄附いただきました方の個々の状況（所得額、寄附金額などの状況）によりどちらの制度を適用した方がより多くの所得税の還付がなされるか異なってまいりますので、確定申告の際に税務署などにご相談の上お手続きください。

## 3 確定申告について

ご寄附いただいた翌年の「確定申告期間（通常は2~3月）」に以下の書類を添付して、所轄の税務署などで確定申告を行ってください。

1. 法人が発行した「寄附金受領書」
  2. 寄附金控除に係る証明書（写）\*（「受領書」と共に送付しております）
- \* 「証明書」は、申請の際に利用する制度により、「特定公益増進法人証明書（写）」（所得控除用）又は「法人が一定の要件を満たしている旨の証明書（写）」（税額控除用）のどちらかを選んで添付して下さい。